

令和8年3月末退職者の事務手続（提出書類等）早見表

区分		提出書類	提出者	提出期限
資格確認書等	資格確認書等の返納	(組合員資格喪失報告書) ・資格確認書 ・高齢受給者証 ・限度額適用認定証 ・特定疾病療養受療証	(所属所長作成) 全員 資格確認書等は退職時の所属所へ返却してください。	退職後速やかに
退職後の医療保険	任意継続組合員(任継)の申出	任意継続組合員申出書 (<u>1枚目のみ</u> 共済組合に提出) ※ 掛金の払込方法を口座振替にする場合は、広島銀行の確認を受け、2枚目を広島銀行に提出してください。	加入希望者 ※ 4/1から任継の資格をマイナ保険証に反映させたい場合は、一次締切日までに提出してください。	●一次締切 ・口座振替の場合 3月13日(金) ・納付書払の場合 3月6日(金) (いずれも共済組合必着) ●最終締切 4月17日(金) (共済組合必着) ※退職日前に提出可
年金制度	任意継続組合員の取下げ	任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書 <u>※任意継続組合員申出書を提出した者に限る</u>	次のいずれかの者 ●4/1付けで国民健康保険に加入する者 ●4/1付けで家族の加入する医療保険の被扶養者になる者 4/1付けで再就職し、再就職先の医療保険に加入する者	4月17日(金) (共済組合必着) 再就職確定後速やかに
互助制度	退職者	退職届書	全員(★) 退職時の所属所へ提出してください。	速やかに ※退職日前に提出可
	★ 60歳以上で、既に年金(障害年金・遺族年金を除く)の受給権を有している一般組合員が退職する場合は、追加で年金支給に関する書類が必要。 (該当する方には、別途、関係書類を送付しますので、広島支部に連絡してください。)			
互助制度	特別退職給付金・特別返還金・生涯福祉給付金	退会給付金請求書	全員(互助組合加入者)	1月以降速やかに
	退職医療制度への加入	退職医療組合員申出書	退職医療制度加入を希望する者	退職後30日以内 (互助組合必着)
	現職制度への再加入	加入申込書	再任用等で勤務し、現職制度再加入を希望する者	任用開始から20日以内 (互助組合必着)

【問い合わせ先】

資格確認書等・退職後の医療保険… 短期給付係 082-513-4957・4958

年金制度 … 長期給付係 082-513-4959

互助制度 … 互助組合 082-228-1386、082-513-4949